

公 告

福井県が実施するふくいSDGs推進事業の業務委託に関する企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和8年5月13日

福井県知事 石田 嵩人

1. 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

令和8年度ふくいSDGs推進事業業務

(2) 公示業務の内容

別紙仕様書による。

(3) 公示業務の履行期間

契約締結日から令和8年12月11日まで

(4) 予算限度額

2,670千円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

2. 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

(1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に準じ、競争入札参加資格を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に準じた者でないこと。

(3) 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に準じた更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に準じた再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 福井県の全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

(6) 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること。

(7) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。または左記の要件を満たす複数の事業者で構成される事業体であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3. 実施スケジュール

公告	令和8年 5月13日(水)
参加資格認定申請 申込期限	令和8年 5月20日(水)
質問票 提出期限	令和8年 5月20日(水)
参加資格認定結果通知	令和8年 5月22日(金)
企画提案書 提出期限	令和8年 6月 1日(月)
審査会	令和8年 6月 3日(水)を予定
審査結果の通知	審査会の実施から1週間以内

4. 参加資格認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、参加資格について次のとおり認定を受けること。

(1) 提出期限

令和8年5月20日(水) 17時まで(必着)

(2) 提出書類

・参加資格認定申請書(様式1)

複数の事業者が共同で参画する場合、代表とする者を決め、その者が提出すること。
また、代表する者が全ての者に参加資格があることを誓約すること。

(3) 提出方法・場所

下記「9. 問合せ先」に電子メールにより提出すること。電子メールで提出された際、メールが届いているかどうか電話により確認を行うこと。

(5) 参加資格の認定時期および通知方法

参加資格の認定結果は、令和8年5月22日(金)までに申請者あて電子メールにて通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電子メールにて通知する。

5. 企画提案書の提出手続

参加資格の認定を受けた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

また、参加資格認定後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を企画提案書の提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月1日(月) 12時(必着)

(2) 提出書類

①企画提案書(A4サイズ、縦横は問わない。)

- ・企画提案者の概要(組織体制、事業内容等)
 - ・企画提案の内容(委託業務の仕様書に沿って作成すること。提案の趣旨・狙い、具体的提案内容、スケジュール、運営体制、その他独自提案等)
- ※複数の事業者が共同で提案する場合は、各事業者がどの業務を実施するかについても記載すること

②見積書(事業費の見込みや内訳がわかるもの)

(3) 提出方法・場所

下記「9. 問合せ先」に電子メールにより提出すること。電子メールで提出された際、メールが届いているかどうか電話により確認を行うこと。

(4) 留意事項

- ・企画提案書は、委託業務の内容を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
(実施内容の詳細については、契約後、県と協議の上、決定する。)

- ・企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- ・提出された書類は、一切返却しない。
- ・提出された書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

6. 質問の受付および回答

企画提案および仕様書に関する質問を次の通り受付・回答する。なお、軽易な質問については、電話等で問い合わせることも可能とする。

(1) 受付期間

令和8年5月20日（水）まで

(2) 提出方法

質問票（様式2）により、下記「9. 問合せ先」に電子メールで提出すること。

(3) 提出場所

下記「9. 問合せ先」に同じ

(4) 回答方法

参加資格を有すると認められた者全員に、電子メールで令和8年5月22日（金）までに回答する。

7. 審査および受託候補者の選定等

提出された企画提案書の内容について、審査会において総合的に審査した上で、受託候補者を1者選定する。

【審査会（予定）】令和8年6月3日（水）を予定

※時間、場所等の詳細については、追って連絡する。

(1) 審査方法

審査会において提案者によるプレゼンテーションを実施し、以下の基準により審査を行う。評価点数の総合得点により、最も評価の高かった提案者を受託候補者に選定する。

- ①事業の趣旨（SDGsに関心を持っていない企業・団体等を含め、広く県内にSDGs活動の実践を促す）に合致する企画内容となっているか
- ②事業目的の達成につながる効果が期待できる企画提案内容となっているか（普及啓発効果、訴求力、集客力 等）
- ③実現性の高い企画内容となっているか（スケジュール、実施体制 等）

(2) 審査の結果通知

審査結果は、審査終了後に提案者全員に電子メールにて通知する。

なお、審査経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 通知期限

審査会の実施から1週間以内

8. 契約の締結

県は、受託候補者として選定された者と企画提案書の内容を元に業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。なお、企画提案内容は、協議の上、変更する場合がある。

また、次の場合、県は審査結果において総合評価点が次に高い提案者と協議を行う。

- ①受託候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき。
- ②財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき。
- ③その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき。

9. 問合せ先

〒910-8580

福井県未来創造部未来戦略課（担当：谷嶋）

TEL：0776-20-0759

FAX：0776-20-0623

E-mail：fukui-sdgs@pref.fukui.lg.jp